



【発信日】令和3年1月26日

【問い合わせ先】

大野市役所（2階24番窓口）

企画総務部総務課地域振興室 担当：中屋、宮村

電話 0779-66-1111 内線 2644

「第3次大野市男女共同参画プラン（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	第3次大野市男女共同参画プラン（案）
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置付けられています。 計画期間が令和2年度で終了する第2次大野市男女共同参画プランの達成状況やSDGsの考え方を取り入れながら、人口減少が進む社会の中で女性が積極的に参画できる社会を実現するための「第3次大野市男女共同参画プラン」を策定するにあたり、市民などの意見を反映させるため、パブリックコメント手続を実施します。
4	意見等を提出できる方	次のいずれかに該当する方 ① 市内に住所を有する人 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人 ④ 市内の学校に在学する人 ⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体 ⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体
5	政策等の案の公表	(1) 公表の日 令和3年1月27日（水） (2) 入手方法 ①指定場所での閲覧 ・市役所1階市民ホール ・結とぴあ ・和泉支所 ・各公民館 ・図書館 ②インターネット（大野市公式ホームページからダウンロード） ③報道機関への情報提供

6	意見等の受付期間	令和3年1月27日（水）から令和3年2月10日（水）まで
7	意見等の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名（団体名）、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項 ・該当箇所（○ページ） ・意見等 <p>を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。</p> <p>様式は問いませんが、意見記入用紙（市ホームページからダウンロード）をご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指定場所（第5項参照）への書面の提出（記入用紙を備え付けます） ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール <p>※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。</p> <p>※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となることがあります。</p>
8	意見等の取扱い	<p>提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報（個人情報など）に該当するもの、本件に係わりのないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①提出された意見等の概要 ②提出された意見等に対する実施機関の考え方 ③本計画案を修正した場合における修正の内容
9	問い合わせ先	<p>大野市企画総務部総務課地域振興室（大野市役所2階24番窓口）</p> <p>〒912-8666 大野市天神町1番1号</p> <p>電話 0779-66-1111（内線2644）</p> <p>※電話での意見提出は不可</p> <p>ファクシミリ 0779-65-8371</p> <p>Eメール chiiki@city.fukui-ono.lg.jp</p>

第3次大野市男女共同参画プラン案【概要版】

1 プランの趣旨

- 平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が、国においても最重要課題に位置付けられた。
- 本市では平成13年3月「大野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを開始した。
- 平成23年3月には「第2次大野市男女共同参画プラン」を策定し、平成29年2月に「女性の職業生活における活躍についての推進計画」を包含した改訂計画を策定した。

本プランは、第2次プランの計画期間が令和2年度で終了するため、第2次プランの達成状況やSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れながら、人口減少社会が進む中で女性が積極的に参画できる社会の実現に向けて「第3次大野市男女共同参画プラン」を策定する。

2 プランの位置付け

- 大野市男女共同参画推進条例第9条の規定に基づく基本計画であり、かつ、「第六次大野市総合計画」（基本目標）「みんなでつながり地域が生き生きと輝くまち」において男女共同参画社会の推進を掲げる。
- 男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」である。
- 第2期大野市総合戦略や大野市特定事業主行動計画、第四次大野市地域福祉計画などの諸関連計画との整合性を図った計画とする。

3 プランの期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とする。ただし、社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行う。

4 現状と課題

①政策・方針決定過程への女性の参画

市職員の管理職に占める女性の割合は令和2年4月1日時点で15.6%となっており第2次プランの目標値を達成している。

一方、市の政策及び事業評価等に対する意見や提案等を行う審議会等の女性委員の参画率は、21.4%（令和2年4月1日現在）であり、第2次プランの数値目標である30%には達していない。

あらゆる分野において女性の参画を拡大していくうえで、市の政策・方針決定過程に女性が参画することは、極めて重要であるため、参画拡大に向けて引き続き取り組む必要がある。

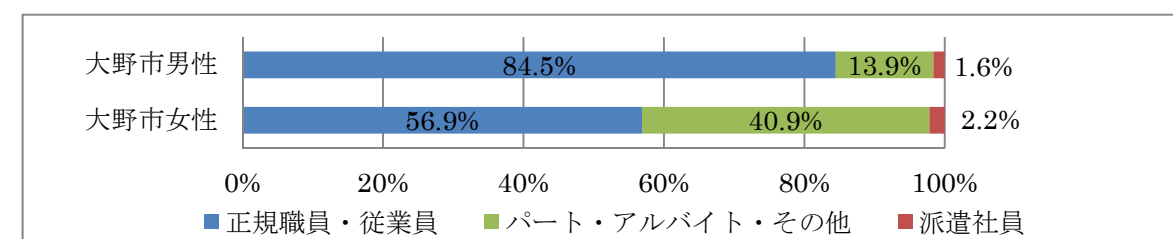
②女性の就労とワーク・ライフ・バランス

本市の女性の年齢階級別労働力率は、全国の平均割合と比較し、ほとんどの年齢階級において全国より高い労働力率を維持している。

男女の雇用形態では、本市の男性、女性のそれぞれに占める正社員の割合は、男性が約85%であるのに対して、女性は約57%と低い状況である。

一方、「パートタイム・アルバイト・その他」の割合をみると、男性が約14%であるのに対して、女性は約41%を占めている。

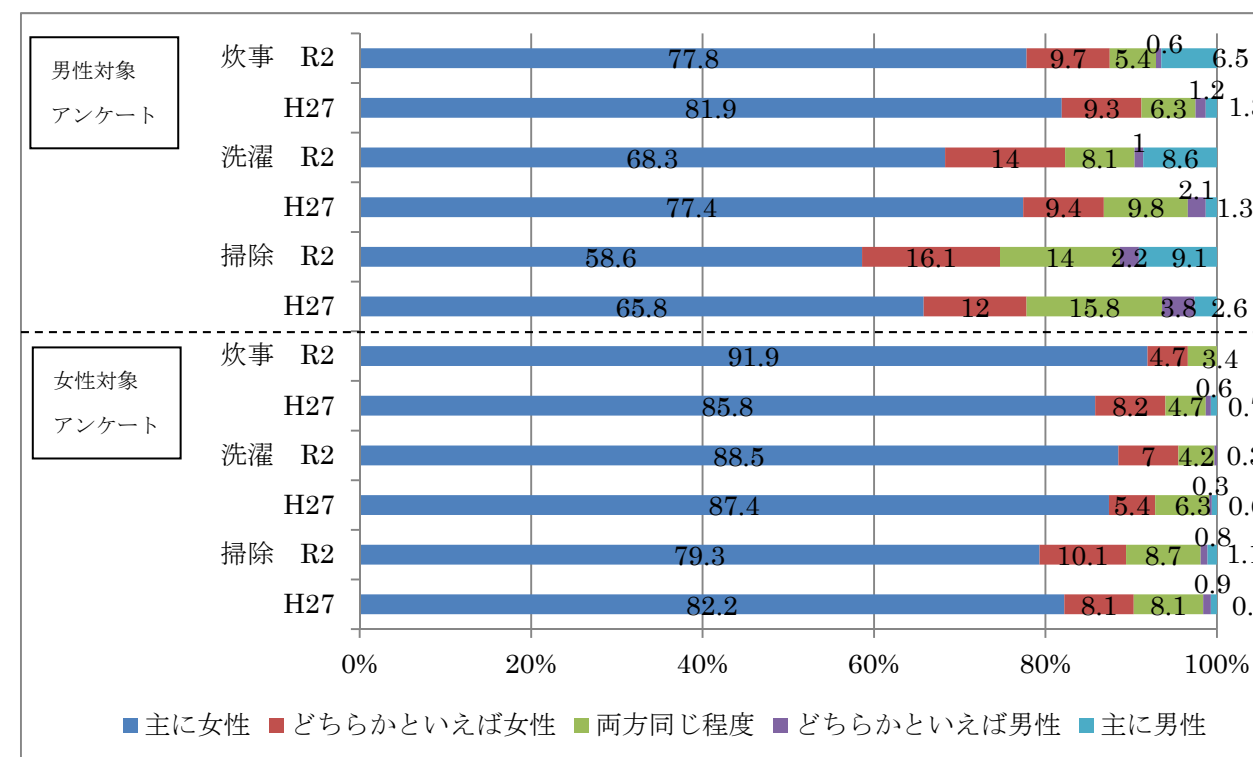
男女の雇用形態（平成27年国勢調査）



「男性対象アンケート」における家事の役割については、炊事は約8割、洗濯は約7割、掃除は約6割が「主に女性」と回答している。

また、「女性対象アンケート」では、炊事、洗濯は約9割、掃除は約8割が「主に女性」と回答しており、回答結果に多少の差はあるものの、炊事、洗濯、掃除は主に女性がしている割合が高くなっている。平成27年のアンケート結果と比較すると、男性にわずかな改善がみられるものの、依然として、家事の負担が女性に偏っていることがうかがえる。


家庭における家事の役割（アンケート結果）



働き方改革の推進や男性の家事への参加促進に取り組み、働く女性の家事に対する負担軽減を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す必要がある。

5 プランの内容

(1) プランの体系

基本目標	重点施策	施策の方向	SDGs目標
I みんなの個性が発揮され多様性に富んだ 元気な社会づくり	1 あらゆる分野における女性の参画拡大 (※女性活躍推進法に基づく推進計画)	(1) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	 5 ジェンダー平等を 実現しよう
		(2) 能力の開発・発揮の支援	
		(3) 女性の労働環境づくり	
		(4) 地方創生に必要な男女共同参画の推進	
	2 ワーク・ライフ・バランスの実現の環境づくり	(1) 男女がともに働くための環境整備	 10 人や国の不平等をなくそう
		(2) 男女がともに担う育児と介護の環境整備	
II だれもが生き生きと暮らせる地域 づくり	1 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり	(1) 女性の健康支援	 3 すべての人に健康と福祉を
		(2) 貧困による生活困難者や、高齢者及び障がい者などが安心して暮らせる環境整備	
	2 安全に暮らせる地域づくり	(1) 快適で安全に暮らすための環境整備	 5 ジェンダー平等を 実現しよう
		(2) あらゆる暴力の根絶	
III 差別のない 社会環境づくり	1 性別役割分担意識の払拭	(1) 男女共同参画教育の充実	 4 質の高い教育をみんなに
		(2) 男女の人権尊重と啓発の展開	 5 ジェンダー平等を 実現しよう

※「基本目標 I みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり 重点施策 1 あらゆる分野における女性の参画拡大」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 6 条第 2 項に規定される「市町村推進計画」に位置付ける。

(2) 施策の展開

基本目標 I みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり

現在、大野市役所の女性管理職や審議会、委員会などにおける女性の割合は低い状況にある。自治会の会長においても女性の割合が極めて低い状況にあることから女性自身の意欲や能力を高めるため、引き続き女性リーダーの育成に取り組む。

また、人口減少が進行する現代社会において、働く人が性別に関わりなくその能力を発揮できる社会づくりが必要である。

「女性対象アンケート」では、女性が活躍できる職場環境を作るために必要なことについて、44.1%の女性が「育児や介護休業などの両立支援制度の充実」と回答しており、両立支援制度の充実や職場の理解を深めていくことが必要と考えられる。その他に「働き方に関する制度を活用しやすい雰囲気」と回答した女性は27.6%であり、育児休業や介護休業の取得促進などの職場環境の整備や働き方改革の推進に取り組む。

さらに、女性が仕事や家庭生活、地域生活などバランスを取って参画できるよう、保育や介護の支援を充実させ、女性の負担軽減を図る。

基本目標 II だれもが生き生きと暮らせる地域づくり

だれもが生き生きと暮らせる社会を目指すため、生活困窮者やひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人などが安心して自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援する。

近年では大震災や豪雨災害等の自然災害が全国で頻発しており、今後も大規模災害の発生が想定される中で、避難所での生活をはじめとして、災害時ではいろいろな場面で、男女双方の視点に配慮する必要があることから、防災体制における女性の参画を推進する。

また、DVやハラスメント行為などの重大な人権侵害行為の防止に努めるための広報や啓発活動などを実施するとともに、相談体制の強化を図る。

基本目標 III 差別のない社会環境づくり

差別のない社会環境づくりには、次世代を担う子どもたちが幼少期から男女共同参画について学ぶ中で、思いやりやお互いを認め合う心を育みながら、男女が対等に生きる意識を身に着けた大人に成長していくために、保育の中での人権教育や小、中学校における道徳や各教科の授業などを通じての心の醸成と、大人への人権教育に取り組む。

併せて、さまざまな媒体での啓発活動を継続するとともに、生涯にわたる学習を通じて全ての世代における男女共同参画の理解の促進に取り組む。

6 プランの推進と数値目標

(1) 推進体制

人口減少、少子化及び高齢化が進行する中で、「みんなでつながり地域が生き生きと輝くまち」をつくるために、男女共同参画社会の推進はますます重要となっている。

この推進には、市の業務全般において、全職員が一丸となって、大野市男女共同参画推進条例の基本理念を念頭に、市の責務を果たさなければならない。

そのため、庁内関係部局の一層の連携を図り、各施策の進捗状況を把握し、計画的に推進していく。

(2) 市民や事業者などとの連携

プランの推進に当たっては、市民や事業者と市の協力体制が重要であり、大野市男女共同参画推進委員会や市民団体などとの連携を図る。

また、市民団体や企業などとのパートナーシップを推進し、事業の協働実施に取り組む。

(3) プランの進行管理

毎年度、プランの進捗状況について、大野市男女共同参画推進委員会に報告し、評価・点検を行う。評価結果については、市ホームページ等を通じて公表する。

(4) 指標や数値目標の設定

プランに掲げる具体的施策については、数値目標及び男女共同参画社会の進行状況を表わすモニタリング指標を設定して、調査及び研究を行う。

(5) 数値目標・モニタリング指標

基本 目標	項目	区分	数値	
		数値目標・ モニタリング指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和12年度)
I	審議会などへの女性の登用率	数値目標	21.4%	30%
	市役所における役職者に占める女性の比率（課長補佐）	数値目標	30.6%	40%
	市役所における女性管理職比率（課長級以上）	数値目標	15.6%	20%
	女性が地域活動のリーダーとなっている自治会など※1の比率	数値目標	5.9%	10%
	職場における男女の地位の平等感	モニタリング指標	男性対象のアンケート 50.5% 女性対象のアンケート 33.1%	—
	管理的職業従事者に占める女性の比率	モニタリング指標	14.6% (平成27年国勢調査)	—
	女性の雇用形態における正社員の割合	モニタリング指標	56.9% (平成27年国勢調査)	—
	市役所における男性の育児休業、部分休業、育児短時間勤務制度いずれかの取得率	数値目標	0%	13%
	家庭における「炊事、洗濯、掃除」の男女が同じ程度実施する比率	モニタリング指標	男性対象のアンケート 9.2% 女性対象のアンケート 5.4%	—
II	生活習慣病予防のための特定健診受診率（大野市国民健康保険加入者）	数値目標	44.1% (令和2年3月末時点)	60%
III	男女平等に対する関心がある人の比率	モニタリング指標	男性対象のアンケート 73.5% 女性対象のアンケート 12.1%	—
	社会通念、慣習、しきたりにおいて、男女の地位の平等感	モニタリング指標	男性対象のアンケート 36.4% 女性対象のアンケート 22.3%	—
	男女共同参画意識向上のための職員向け研修会を開催	数値目標	0回/年	1回/毎年

※モニタリングは、男女共同参画の進捗状況を把握するために、国勢調査やアンケート調査の実施により観測・測定を行う。また、アンケートは男性と女性でそれぞれ実施方法が異なるため、令和2年度の数値は別々で表記している。

※1…自治会長、各種団体代表、保育所・学校等保護者会代表等。